

## ○山形大学科目等履修生規程

(平成4年10月7日)

改正 改廃規則第33号 平成24年7月4日  
平成29年3月27日

(趣旨)

第1条 この規程は、山形大学学部規則第40条第2項及び山形大学大学院規則第24条第2項の規定に基づき、科目等履修生について必要な事項を定めるものとする。

(入学資格)

第2条 学部の科目等履修生の入学資格は、山形大学学部規則第10条の規定を適用する。

2 大学院の科目等履修生の入学資格は、山形大学大学院規則第6条、第7条又は第8条の規定を適用する。

(出願手続)

第3条 科目等履修生として入学を志願する者は、次の書類に所定の検定料を添えて、志願する学部、研究科又は学士課程基盤教育機構を経て、学長に願い出なければならぬ。

- (1) 入学願書
- (2) 健康診断書
- (3) 最終学校の卒業又は修了の証明書
- (4) 現在官公庁又は会社等に勤務している者は、その所属長の承諾書
- (5) 外国人については、前各号のほか、市区町村長が発行する住民票の写し

(入学許可)

第4条 入学志願者については、当該学部、研究科又は学士課程基盤教育機構において選考を行い、学長が入学を許可する。

(入学の時期)

第5条 科目等履修生の入学の時期は、学年又は学期の始めとする。ただし、特別の事情があるときは、この限りでない。

(在学期間)

第6条 科目等履修生の在学期間は、1年以内とする。ただし、特別の理由があるときは、願い出により在学期間の延長を許可することがある。

(単位の授与)

第7条 履修した授業科目については、成績の審査の上、所定の単位を授与する。

(規定の準用)

第8条 科目等履修生については、この規程に定めるもののほか、山形大学の諸規則中、学生に関する規定を準用する。

附 則

この規則は、平成4年10月7日から施行し、平成4年10月1日から適用する。

附 則

この規則は、平成6年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成8年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則(改廃規則第33号)

この規程は、平成23年3月9日から施行する。

附 則(平成24年7月4日)

この規程は、平成24年7月9日から施行する。

附 則(平成29年3月27日)

この規程は、平成29年4月1日から施行する。